

岐阜県農業災害緊急支援資金融資措置要領

平成17年4月1日水田第4号
最終改正 令和8年10月1日農経第709号

第1 目的

台風、豪雨、冷夏、降雪等の災害により多大な損失を受けた農業者等に対し、災害復旧並びに再生産に必要な資金を、迅速かつ円滑に融通するための特別の措置を講ずることにより、その経営の再建に資することを目的とする。

第2 資金の設置、運用開始

岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成14年9月17日付け農産第860号。以下「運営要綱」という。）第2において本資金を設置し、別途通知する「〇〇（災害）に係る農業災害緊急支援資金の運用開始について」（農政部長通知。以下「運用開始通知」という。）により運用を開始するものとする。

第3 対象災害

農業被害の状況を取りまとめ、その被害額等に鑑み、当該被害が特に著しいと知事が認める気象災害を対象とし、その基準は概ね次のとおりとする。

1 台風災害

- (1) 単独台風については、総被害額（水産・農地関係を除く）が5億円を超えるもの
- (2) 近接して（概ね1ヶ月以内に）2以上の台風災害があった場合には、総被害額（水産・農地関係を除く）の合計が10億円を超えるもの

2 冷夏災害

総損失額（水産・農地関係を除く）が5億円を超え、かつ農作物等ごとの損失額がその平年販売額の10%以上のもの（貸付対象被害農作物指定）

3 知事特認災害

復旧支援が特に必要であると知事が認めたもの

第4 貸付対象者

被害証明書により市町村長の被害証明を受けた運営要綱第2のⅠの1に掲げるもの（以下「地域計画農業者等」という。）、同第2のⅡの1に掲げるもの並びに同第2のⅢの1の(3)に掲げる団体又は法人で、約定どおりの償還が確実と見込まれる者とする。

なお、被害証明書により市町村長の被害証明を受けた者とは、以下のとおりとする。

1 台風災害の場合

農作物、樹体及び農業施設被害で市町村長の被害証明を受けた者

2 冷夏災害の場合

貸付対象被害農作物等の減収量がその平年収穫量の30%以上、又は、貸付対象被害農作物等の損失額が平年販売総額の10%以上である旨の市町村長の被害証明を受けた者

3 知事特認災害の場合

復旧支援が特に必要であると知事が認めた者（別途、運用開始通知により定める）

第5 貸付対象資金使途

- 1 当該災害により被害を受けた施設等の復旧、新設、改良に要する設備資金
- 2 種苗、肥料、薬剤等次期作付けに要する運転資金

第6 貸付条件

1 貸付限度額

貸付限度額は、次の(1)から(3)のうち最も低い金額とし、最低借入額は10万円とする。

- (1) 第7の2の規定による市町村長の証明を受けた損失額。
- (2) 設計書又は見積書等に基づき算出された総事業費の80%以内とする。ただし、災害に関する補助事業の交付決定を受けた場合は補助残事業費の80%以内、地域計画農業者等が借り入れる場合又は認定農業者が農業経営改善計画に即して借り入れる場合は100%以内とする。
- (3) 農業近代化資金の通算融資残高（本資金借入額を含む）において、運営要綱第2のⅠの4、Ⅱの4、Ⅲの4に規定する貸付限度額を超えないこと。

2 償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間は、運営要綱第2のⅠの5、Ⅱの5、Ⅲの5に掲げる期限の範囲内で、借入希望者の経営状況、貸付対象資金使途の性質、規模等を総合的に勘案し、適切な期間を設定するものとする。

3 貸付利率等

基準金利から県基本利子補給率及び運営要綱第2のⅠの6の(2)による助成を差し引いた利率（以下、「基本金利」という。）が0.2%を超える場合は、貸付利率を0.2%とするため、基本金利から0.2%を差し引いた利率にかかる金利について県が上乗せで負担することとする。

なお、基本金利が0.2%を超えない場合は、基本金利を貸付利率とする。

具体的な利率については、別途定める農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領（平成15年10月21日付け水田第951号）によることとする。

第7 借入申込手続及び利子補給承認申請手続

本資金の融通については、岐阜県農業経営改善関係資金制度運営要領（平成14年9月17日付け農産第882号。以下「制度運営要領」という。）第3及び運営要綱第5に掲げる手続きのほか、次に掲げる手続を要する。

- 1 借入希望者は、被害証明書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、被害状況を

確認できる資料（決算書類、帳簿、伝票、被害状況写真等）の写しを添付の上、市町村長に提出する。

2 市町村長は、1の被害証明書等の提出があったときは、内容を総合的に判断した上、被害証明書を借入希望者に交付する。なお、被害証明に当たっては、必要に応じて融資機関、農林事務所等関係機関に助言、支援を求め、その意見を参考に、市町村長の責任において証明するものとする。

3 借入希望者は、制度運営要領第3の2の（1）の経営改善資金計画書の提出時に、被害証明書を融資機関に提出する。

ただし、借入希望者が運営要綱第2のⅢの1の（3）に掲げる団体又は法人である場合は、運営要綱第5の1の（2）の借入申込時に被害証明書を融資機関に提出する。

4 融資機関は、運営要綱第5の2による融資審査において、貸付対象チェック表（別記第2号様式）等により審査を行う。

第8 その他

本要領に定める「損失額」「被害額」「平年〇〇〇」については、次により算出するものとする。

「損失額」＝ 平年販売額 － 被害年収穫量 × 実勢単価

「被害額」＝ (平年収穫量 － 被害年収穫量) × 平年単価

「平年〇〇〇」： 直近過去5年のうち最高と最低を除く3年分の平均〇〇〇

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

附則

この要領の改正は、令和8年10月1日から施行する。